⑬明智光秀書状

［年不詳（天正十年（一五八二）カ）　細井戸右近　宛］

就出陣鞦二懸
手綱腹帯五具
送給候、毎度御懇
志之至候、
御動座之儀来九日
弥可為必定候、
我等ハ五日当陣
罷立候、筒順同
心申候、被得其意
無御油断御地走
簡要候、此段之条
人数等之儀随
分無御油断可
有御覚悟候、猶
川越玄蕃助可
申候、恐々謹言

惟任日向守

二月廿七日　光秀（花押）

細井戸右近殿
御宿所

読み

出陣に就き鞦二懸手綱腹帯五具送り給ひ候、毎度御懇志の至りに候、［信長の］御動座の儀は来たる九日にいよいよ必定たるべき候、我等は五日に当陣を罷り立ち候、筒順敬同心申候、その意を得られ御油断なく御地走簡要に候、此段の条人数等の儀随分御油断なく御覚悟あるべき候、なお川越玄蕃助申すべき候、恐々謹言、

惟任日向守

二月廿七日　光秀（花押）

細井戸右近殿

御宿所

内容

出陣に際して鞦（馬の頭などに繋げる鼻緒の総称）を二懸、手綱腹帯を五具送っていただき、毎度の御懇志は過分の至りです。（信長の）御動座(出陣)の儀は来たる九日にいよいよ定められ、我等は五日に当陣を出発します。筒井順慶も同意しました。その上で油断なく援助や味方をすることが大事です。出陣の事、人数等のこと、随分、油断なく心づもりしなさい。なお川越玄蕃助が申します。年不詳であるが、関連する信長らの様々な史料などから、武田を攻略する天正十年(一五八二)二月の可能性がある。